

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的発展のため、名古屋港管理組合では建設現場の労働環境改善及び将来の担い手確保に向けた取り組みの一つとして、完全週休2日制・週休2日制工事を実施する。

(対象工事)

第2条 名古屋港管理組合の発注する競争入札に付す工事を対象とし、令和6年4月1日以降に入札の公告を行う工事を対象とする。ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事は本実施要領を適用しない。また、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく現場施工期間が短い工事
- (2) 通年維持工事や緊急の応急復旧工事
- (3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日の形式については、愛知県「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和5年10月施行）」（以下「県実施要領」という。）第4条に準じて実施するものとする。

(取組内容)

第4条 取組内容については、県実施要領第5条に準じて実施するものとする。ただし、県実施要領第5条(2)の項目は実施しない。

(工事成績評定)

第5条 完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績表の「5. 創意工夫 I. 創意工夫」において評価する。明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。

なお、評価の実施方法については、県実施要領第6条に準じて実施するものとする。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価し、受注者が取組証の発行を希望する場合は、監督職員は工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。

(週休 2 日の取得に要する費用の計上)

第 7 条 週休 2 日の取得に要する費用の計上については、県実施要領第 8 条に準じて実施するものとする。

(対象工事への変更)

第 8 条 第 2 条(3)の理由で、本要領の対象外とした工事に限り、契約後に受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い対象工事とすることができる。ただし、変更協議による工期延長は行わない。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 6 月 1 日以降に発注する競争入札に付す工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称

代表者名(契約の相手方)様

工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 締 結 年 月 日	年	月	日
請 負 代 金 額	金		円
工 期	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
完 了 年 月 日	年	月	日
本 工 事 の 業 種			
週 休 2 日 制 の 形 式	<input checked="" type="radio"/>	完全週休2日制工事	
	<input type="radio"/>	週休2日制工事	
休 日 取 得 率	%		

該当する週休2日制の形式を選択してください

名古屋港管理組合 ○○事務所長 印